# 令和6年度 「学校いじめ防止基本方針」



稲敷市立桜川中学校

## 目 次

#### <はじめに>

#### <参考資料等>

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - 1 いじめの定義
  - 2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方
    - (1) 基本理念
    - (2) 基本姿勢

#### Ⅱ 学校の取組

- 1 いじめの対応
- (1) 学校いじめ問題対策連絡協議会の役割
- 2 いじめ防止教育の年間計画
- 3 いじめ対応の重層的支援構造
- 4 いじめの防止等に関する措置
  - (1) 未然防止
    - ① 授業、学級活動やホームルーム活動
    - ② 児童会活動、生徒会活動、学校行事、部活動
    - ③ 教育相談と個別面談
    - ④ インターネットを通じて行われるいじめ
  - (2) 早期発見
    - ① アンケート調査
    - ② 保護者との連携
    - ③ 相談窓口の周知
  - (3) 早期解消に向けた取組
    - ① 被害者の保護
    - ② 実態の把握
    - ③ 加害者への対応
    - ④ 重大事態の調査と報告
    - ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対応
- 5 関係機関等との連携
  - (1) 保護者
  - (2) 地域
  - (3) 関係機関
  - (4) 学校以外の団体等
  - (5) その他
- 6 教職員の研修
  - (1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修
  - (2) いじめの具体的な対応に向けた研修
  - (3) インターネットを通じたいじめに向けた研修
- 7 重大事態への対処
- 8 解消と再発防止

## く はじめに >

○ 本校では、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめの未然防止」とともに、「法に基づいた正確な認知、組織的な対応、丁寧な初期対応」に努め、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるよう、全力で取り組みます。

## く 参考資料等 >

- いじめ防止対策推進法 平成25年9月施行
- 茨城県いじめの根絶を目指す条例 令和2年4月1日施行
- いじめの重大事態対応マニュアル 平成31年1月 茨城県教育委員会
- 生徒指導提要 令和4年12月改訂 文部科学省

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(法第2条1項)をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

#### 2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

#### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための方策を講じる。

## (2) 基本姿勢

- ア 生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- イ いじめの早期発見に努め、認知した場合は、迅速に対応する。
- ウ 保護者及び地域住民のいじめ問題に関する意識を高め、社会全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。

#### Ⅱ 学校の取組

#### 1 いじめの対応

(1) いじめ防止対策会議の役割

いじめ防止等に関する対応を組織的に行うため、いじめ防止対策会議を設置する。組織の構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任及びスクールカウンセラーとする。発生事案よってメンバーは変更することがある。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、具体的は主に以下 の5つとする。

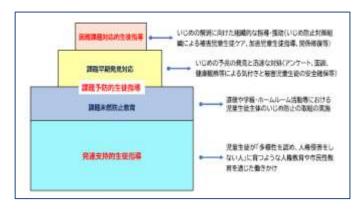
- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画(いじめアンケートや教育相談週間、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるいじめ防止の取組など)の作成・実行の中核的役割や、校内研修の企画・実施をする。
- ② いじめの相談・通報の窓口となるとともに、複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有する。教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせずに、進んで報告・相談できるように環境を整備することが重要である。
- ③ いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応を行う。
- ④ 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCAサイクルで検証を行う。
- ⑤ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体となる。

#### 2 いじめ防止教育の年間計画

4月	基本方針の見直しとホームページへの掲載、職員研修(方針の共通理解)
5月	スクールカウンセラーによる授業プログラム、市いじめ問題対策連絡協議会への参加
6月	
7月	学校生活アンケート
8月	職員研修「いじめの正確な認知、組織的な対応、丁寧な初期対応について」 いじめ防止標語づくり
9月	学校生活アンケート
10 月	学級活動「いじめについて考えよう」
11月	道徳科「いじめを見たときどうしたらいいか」
12 月	小中連携いじめ防止フォーラム開催、学校生活アンケート
1月	市いじめ問題対策連絡協議会への参加
2月	学校生活アンケート
3月	いじめ防止教育のまとめと次年度への改善

#### 3 いじめ対応の重層的支援構造

- (1) 発達支持的生徒指導・・・人権教育や市 民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を 尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵 害をしない人」に育つように働きかける。
- (2) 課題未然防止教育・・・道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。



- (3) 課題早期発見対応・・・日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。予兆に気付いた場合には、被害(被害の疑いのある) 児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がける。
- (4) 困難課題対応的生徒指導・・・継続的な指導・援助として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを目指す。

## 4 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業、学級活動やホームルーム活動

授業、学級活動やホームルーム活動において、生徒が自らの行動を自分で考え選択し、相手との かかわりの中で行動する活動を通して、自己指導能力(そのとき、その場で、どのような行動が適 切か、自分で考えて、決めて、実行する能力)を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。また、生徒が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級・ホームルームの環境をつくりだす。

② 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全て の生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感(自分は認められている、自分は大切にされているといった思い)を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

③ 教育相談と面談面接

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う個別面談の時にも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないかどうか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

④ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいため、生徒から情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

#### (2) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等をすることで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等のかかわりをもち、的確に状況の把握をする。

#### ① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、 学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自 分や自分の周りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなく ても、疑わしい状況があれば記入するように指導する。

#### ② 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校での取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

#### ③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

#### (3) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡や相談を受けた場合には、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめ防止対策会議の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

#### ① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合には、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### ② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケートや個人面談等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を学校設置者(市教育委員会)に報告する。

#### ③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、 いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

#### ④ 重大事態の調査と報告

いじめを背景とした重大事態について、いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果は、市教育委員会を通じて市長に報告する。

さらに、再調査を行う必要があると認められた場合は、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を

掲示板等の管理者宛に行う。管理者が依頼に応じない場合、掲示板サービス会社であるプロバイダ に削除依頼を行う。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局の協力を求める。

## 5 関係機関等との連携

#### (1) 保護者

学校は、生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

#### (2) 地域

学校は、校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合は、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

#### (3) 関係機関

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、速やかに 警察、児童相談所、市児童福祉課、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に 通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体の責任者 と学校が連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合には、関係学校が連携していじめの問題に対応する。

#### 6 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内において教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員による校内研修の充実を図る。

(1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) いじめの具体的な対応に向けた研修

事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同様のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じたいじめに向けた研修

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に 関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

#### 7 重大事態への対処

生徒がいじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または相当の 期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命または身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を

守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返させないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保 護者に対し、 事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時に、適切な方法で提供する。

#### 8 解消と再発防止

- (1) いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援を行う。
- (2) いじめの解消

解消の2条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に(おおむね3ヶ月間)確認し、いじめ対策会議において話し合い、慎重に判断する。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていく。

#### ※ 解消の2条件

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定(平成25年10月11日(平成29年3月14日最終改定))

- (3) 加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める
- (4) 当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の実態の発生を防止する。